

## 緑地の保全区域又は同育成区域内での行為に係る樹林地の配置に関する指導指針について 【お知らせ】

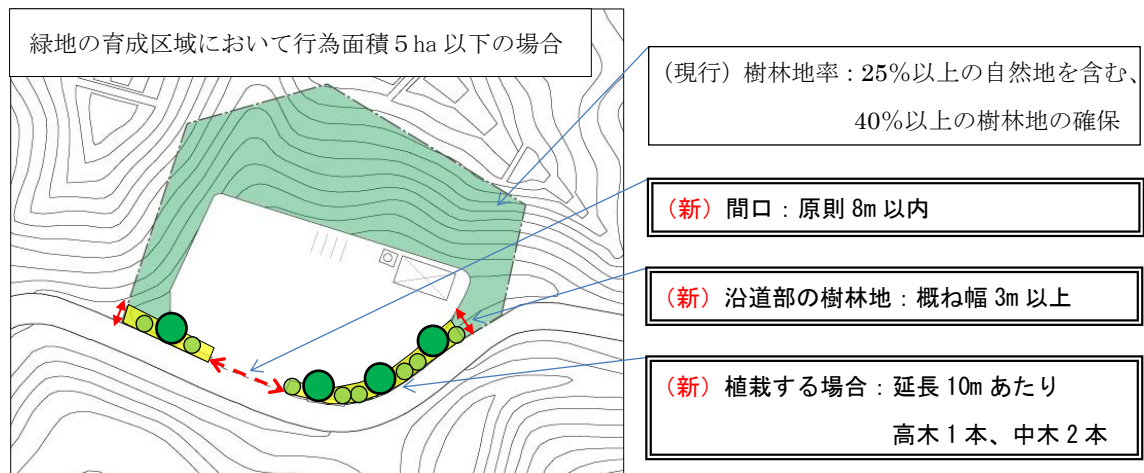
「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」における下記の指導指針について、令和2年1月より運用を開始しました。

### ①沿道からの出入りに利用する間口は原則8m以内としてください

(※トレーラー又は大型特殊自動車が出入りする場合は、出入りする自動車の回転軌跡図を考慮して、間口幅を別途決定します)

### ②樹林地の配置については以下の項目を基準とします

- ・沿道に配置する樹林地は、緑地に影響を及ぼす行為を行わない自然地を配置してください
- ・自然地の配置が困難な場合、植栽により造成する樹林地を配置してください
- ・樹林地の配置に関する数値基準は以下のとおりとします
  - 1) 行為面積が5ha以下の場合、外周に配置する樹林地は概ね幅3m以上としてください
  - 2) 行為面積が5haを超える場合、外周に配置する樹林地は概ね幅30m以上としてください
  - 3) 植栽の基準は下記のとおりとします
    - ・植栽により造成する樹林地を配置する場合は、延長10mあたり高木1本、中木2本を植栽してください
    - ・道路へ越境する恐れがある場合は、高木1本を中木3本に読み替え、延長10mあたり中木5本の植栽でも可とします
    - ・植栽樹種の選定にあたっては、現存植生に適合するものとしてください
    - ・植栽する樹木の樹高は高木3m以上、中木1m以上としてください



イメージ図

### 【語句説明】

樹林地：植栽により造成する樹林地及び自然地

自然地：緑地に影響を及ぼす行為を行わない土地

緑地に影響を及ぼす行為：緑地における土地の形質の変更又は木竹の伐採